

令和 5 年 6 月

区 営

**住 宅
高齢者住宅**

(あき家) 入居者の募集

募集戸数 区 営 住 宅 (世帯用) 2DK 1 戸
区 営 住 宅 (単身用) 1DK 1 戸
区 営 高 齢 者 住 宅 (単身用) 1DK 3 戸

※申込書は一世帯につき1通のみ有効です。2通以上の申込書を送付した際は、送付した申込書すべてが無効となります。

申 込 資 格 (一部抜粋)

- 1 申込者本人が千代田区内に引き続き **1年以上** 在住していること
 - 2 世帯用：2人以上の同居親族がいること。
単身用：**60歳以上**の単身者であること。
高齢者単身用：**65歳以上**の単身者であること。
 - 3 所得が基準の範囲内であること。
- その他資格は P 6～P 10 を参照してください。

申 込 期 間

令和 **5** 年 **6** 月 **19** 日 (月) ～令和 **5** 年 **6** 月 **29** 日 (木)

- ・申込みは郵送に限ります。
- ・令和 5 年 6 月 29 日 (木) までの消印があるもので令和 5 年 7 月 4 日 (火) までに届いたものに限り有効です。

問 い 合 わ せ 先 (申込期間中)

区営住宅募集コールセンター [9:00～18:00]
電話 (03) 5717 - 0357 (直通)

※電話番号はお間違いのないようにお願いします。

※申込期間中は、電話がかかりにくいことがありますので、あらかじめご了承ください。

※区営住宅募集コールセンターは、区の受託事業者である株式会社東急コミュニティーが運営しています。

※申込みにあたっては、次の(1)～(5)の順にしたがって、
それぞれの内容をよくお読みください。

(1) 申込資格を確認してください。

⇓ 「区営住宅（世帯用）」	6～7ページ
⇓ 「区営住宅（単身用）」	8～9ページ
⇓ 「区営高齢者住宅（単身用）」	10ページ
⇓ 「特記事項」	11ページ
⇓ 「優遇資格」	12～13ページ

(2) 世帯の所得が定められた基準の範囲内であるか、確認してください。

⇓ 「所得金額の計算方法」	15ページ
⇓ 「所得に関する書類の見方」	16～19ページ
⇓ 「所得基準」	20ページ
⇓ 「所得基準表の障害者等世帯とは」	21ページ
⇓ 「特別控除」	22ページ

(3) 申込区分を選んでください。

⇓ 「申込区分・使用料等」	23ページ
---------------	-------

(4) 申込書を作成してください。

⇓ 「申込みにあたってのご注意」	2ページ
⇓ 「申込書の書き方」	30～31ページ
⇓ 「こんなときには」	32ページ

(5) 郵 送

申込みにあたってのご注意

- 申込書に虚偽の記載、不統一な記入がありますと**失格**になりますので、申込書の記入には、十分ご注意ください。
- 申込番号欄は、必ず記入してください（ハガキも忘れずに）。
申込番号欄に記入がない場合は**無効**になります。
- 「優遇」区分を申告された方には、当選後、調査をさせていただきます。
なお、当選後の調査で「優遇」資格に該当していないことが判明した場合は、**失格**になります。
- 申込みは、一世帯につき1通です。一世帯で重複して申込みをしたとき、
また同一人の氏名を2通以上の申込書に記入したとき（同居親族欄に記入された場合も含む）は、すべての申込みを**無効**としますのでご注意ください。
- 申込資格がない場合は、申込みをされても**無効**になります。

募集住宅概要

区分	申込 番号	住 宅 名 (所在地)	間取り 住戸面積	使用料 (円/月)	共益費 (円/月)	入居者数	募集 戸数	交 通 (最寄駅) ※一般的な所要時間
区営 住宅 (世帯用)	1	一 番 町 住 宅 (一番町 10) 【4階】	2DK 44.1㎡	29,500～ 43,900 (57,800)※1	— ※2	2人以上 ※3	1戸	地下鉄 半蔵門 駅 徒歩4分 地下鉄 麴 町 駅 徒歩5分 JR地下鉄 市ヶ谷 駅 徒歩11分
区営 住宅 (単身用)	2	区営西神田住宅 (西神田 2-6-1) 【16階】	1DK 39.1㎡	22,600～ 33,600 (44,300)※1	4,000	1人	1戸	J R 水道橋 駅 徒歩6分 地下鉄 神保町 駅 徒歩6分
区営 高齢者住宅 (単身用)	3	神保町高齢者住宅 (神田神保町 2-40) 【7階】	1DK 31.2㎡	17,900～ 35,100	3,000	1人	1戸	地下鉄 神保町 駅 徒歩4分 J R 水道橋 駅 徒歩7分
	4	神保町高齢者住宅 (神田神保町 2-40) 【8階】	1DK 31.2㎡	17,900～ 35,100	3,000	1人	1戸	
	5	神保町高齢者住宅 (神田神保町 2-40) 【11階】	1DK 31.2㎡	17,900～ 35,100	3,000	1人	1戸	

※1 使用料の()内は障害者等世帯の上限額です。障害者等世帯は、一般世帯より所得が高くても申し込むことができます。使用料は所得に応じて決定しますので、使用料上限額は一般世帯に比べて高くなっています。

※2 住宅共用部分の電気・水道料金、廊下・階段・排水管の清掃費等は入居者負担です。自治会等が集金と運営をします。

※3 世帯用住宅で入居人数が4人以上の場合は、コールセンターへお問い合わせください。

「東京都パートナーシップ宣誓制度」等の受理証明を受けたパートナーと住宅の使用申込みをすることができるようになりました

東京都では、令和4年11月1日より多様な性に関する理解を推進するとともに、人生のパートナーとして歩むLGBT等の二人の生活上の困りごとを軽減するなど、暮らしやすい環境づくりにつなげるため、東京都パートナーシップ宣誓制度を開始しました。(この制度の詳細は都ホームページをご覧ください。)

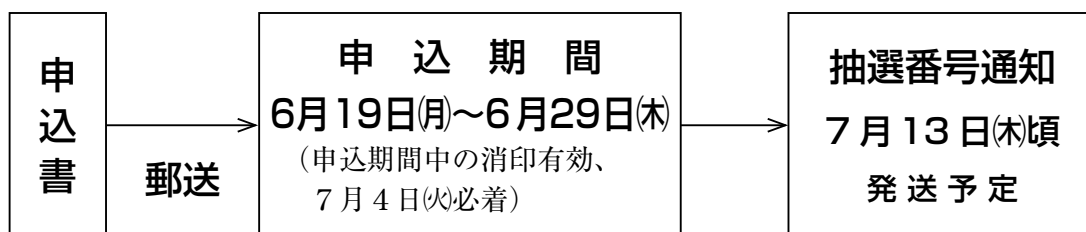
区でも、第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画に基づき、「性別や性的指向、性自認にかかわらず誰もが尊重される社会をめざす」ため、東京都パートナーシップ宣誓制度または同等の制度であると区長が認めた地方公共団体の制度により、パートナーシップ関係として受理証明を受けた場合には、世帯用住宅に使用申込みができるようにしました。

住宅の使用申込みについて、ご不明なことは、この申込みのしおりの表紙に記載している住宅募集コールセンターにお問い合わせください。

■ 申込みから入居まで

今回の募集に関する申込みから入居までの日程は次のようになります。

1 申込みから抽選まで

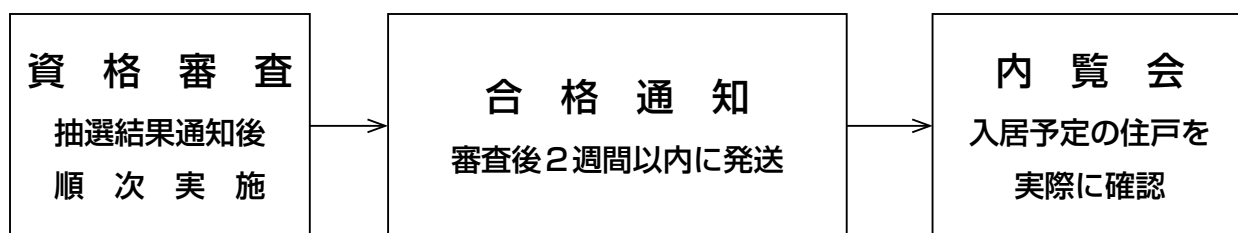


★ハガキの2か所に63円切手を貼り、所定の封筒に申込書を入れ84円切手を貼って、郵送してください。

★申込み後、住所が変わった場合は、住宅課にご連絡ください。

★切手の貼っていないもの、不足しているものは、抽選番号の通知ができません。

2 資格審査から入居まで



★内覧会時の住戸は清掃・修繕済みとなるため、追加清掃・修繕等を行いません。現状のままの引き渡しとなります。

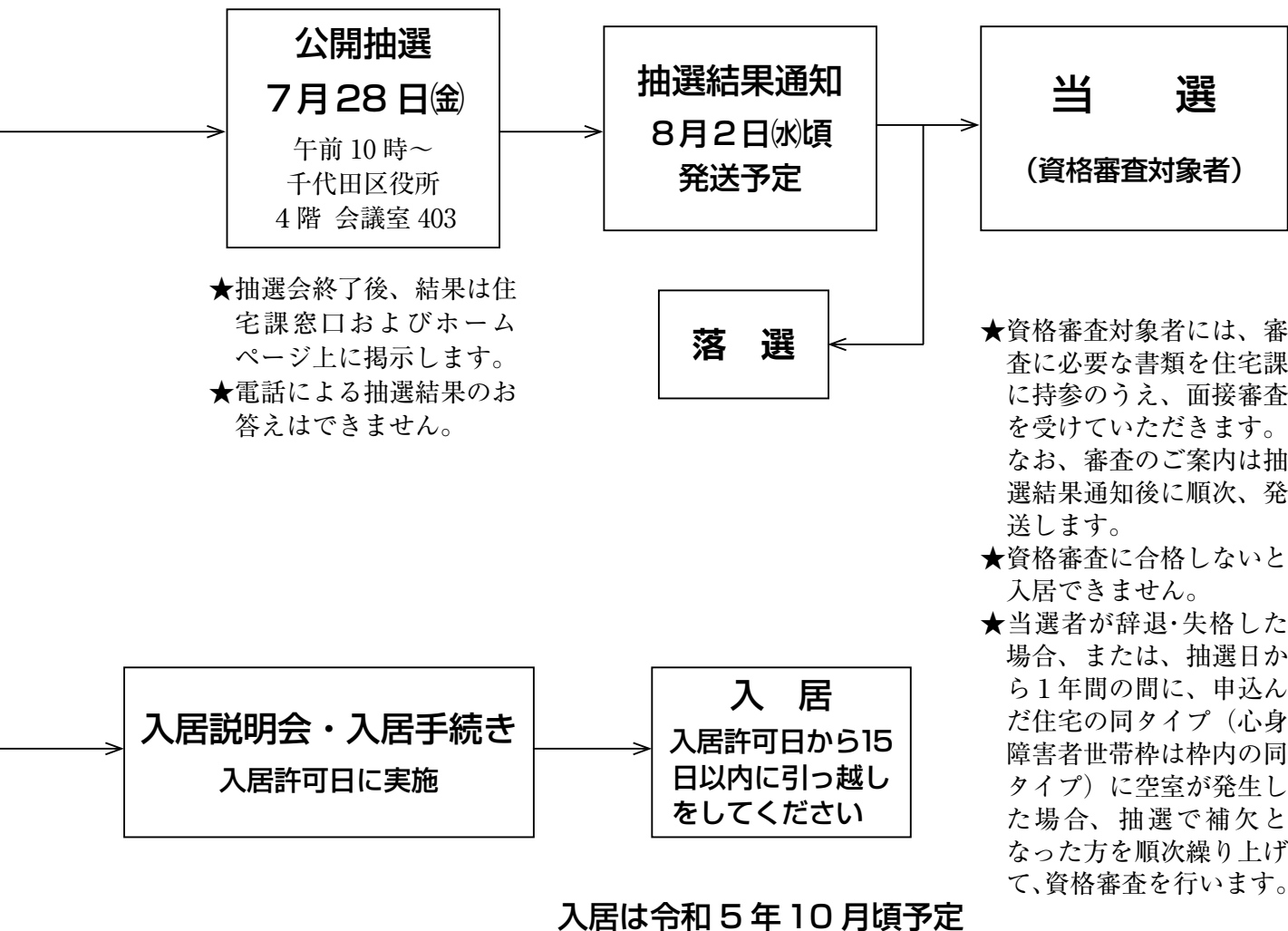
★提出された書類は、募集事務以外の目的で使用いたしません。

★提出された書類はお返しできません。控えが必要な場合は、あらかじめコピーを取っておってください。

入居説明会

入居説明会では、

- (1) 入居・引越しのスケジュールの説明
- (2) 入居手続きについての詳しい説明
- (3) 入居後の住まい方、その他の注意事項の説明を行います。



入居手続き

- (1) 入居手続きまでに、住宅保証金として住宅使用料の3か月分を納めていただきます。
- (2) 入居にあたり、所定の誓約書等を提出していただきます。

申込資格を確認してください。

■ 区営住宅申込資格（世帯用）

申込みのできる方は、申込日現在、次の①～⑦のすべてに当てはまる必要があります。

① 千代田区内に1年以上居住していること

- (1) 申込者は令和4年6月30日以前から千代田区内に引き続き1年以上居住している成年者（18歳未満の既婚者を含む）で、そのことが住民票で証明できること（外国人については、在留資格が確認できること）。
- (2) 外国人については、(1)のほかに日本国に永住・定住することを認められた方、または日本国に1年以上（令和4年6月30日以前から）在留している方であること。

② 同居親族がいること（単身では申込みできません）

申込みのときに、一緒に住んでいる親族と申込みことが原則です（外国人については、在留資格が確認できること）。

- (1) 現在、別に住んでいる方と一緒に申込み場合は、次に当てはまること。
 - (ア) 婚約者（入居手続きのときまでに入籍できること）、パートナーシップ関係の相手方
★申込み後に、婚約解消等により申込書に記載した婚約者、パートナーシップ関係の相手方と入居できないときは、失格となります。
 - (イ) 申込日現在、税法上の扶養関係にあること。
 - (ウ) 独立して生計を営む2親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者）であり、住宅に困窮しているため、同居できない者であること。ただし、入居しようとする世帯が、高齢者世帯および心身障害者世帯の場合は、3親等内の血族または姻族の範囲内とする。
- (2) 内縁関係の場合、住民票の続柄が「未届の夫（または未届の妻）」と記載されており、戸籍上の配偶者がいないこと。
- (3) パートナーシップ関係の場合、東京都の宣誓制度または同等の制度による証明を受けており、戸籍上の配偶者がいないこと。
- (4) 次の例のように、家族を分離しての申込みはできません。
 - (ア) 夫婦が別居する申込み
 - (イ) 結婚・転勤・就職・独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み
★申込み後は、申込者・同居親族の変更はできません（出生、死亡の場合を除く）。

③ 世帯の所得が所得基準の範囲内であること

申込世帯の所得の合計が、20ページの所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。

→ 15～22ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

※所得基準の範囲外の方の申込みは無効です。

④ 住民税を滞納していないこと（申込者および同居親族）

⑤ 11ページの特記事項を遵守できること

⑥ 住宅に困っていること

1. 現に住宅に困っていることが明らかであるものとは、次に掲げるものをいいます。
 - (1) 住宅以外の建物または、場所に居住している。
 - (2) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がない。
 - (3) 衛生上および安全上劣悪な状態にある住宅に居住している。
 - (4) 住宅の規模または間取りが最低居住水準（住生活基本法（平成18年6月8日法律第61号）第15条第1項および第17条第1項の規定に基づき住生活基本計画に定める基準（7ページの公営住宅等の入居基準表参照）をいう。）に達していない住宅に居住している。
 - (5) 収入に比して過重な家賃の支払いをしている。
 - (6) 身体的な障害に対応した配慮がなされていない住宅に居住し、安全性および快適性が確保されていない。
 - (7) 他の世帯と同居して生活上不便を受けている。
2. 原則として自家所有者（共有持分のある方も含みます）、公的な住宅（旧公団・公社、区民・都民・公営住宅等）の入居者は申し込めません。ただし、次のいずれかに該当する場合は申し込むことができます。

- (1) 自家所有者（入居しようとする親族に自家所有者がいる場合も含む）
- ① 住宅が著しく老朽化しており、再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、区営住宅入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合。
→入居手続きの時までに取りこわしの契約書等で確認します。
 - ② 差し押さえ、正当な事由による立退要求等により、自家所有者でなくなる場合。
→資格審査の時に競売開始決定通知書や所有権移転登記後の登記簿謄本で確認します。
- (2) 借上型区民住宅の入居者
- (3) UR賃貸住宅（旧公団住宅）・公社住宅・都民住宅・区民住宅（借上型区民住宅を除く）・公営住宅等の入居者
次の区分に該当する場合に限り、申込みことができます。
※ただし、区民・都民・公営住宅等の入居者は原則として名義人1人を残しての申込みはできません。

住 宅	区 分	資 格 要 件												
区民住宅（借上型区民住宅を除く） UR賃貸住宅（旧公団住宅）・公社住宅・都民住宅	家賃が高い	家賃（共益費を除く）の負担が年収を月額に換算した場合の20%以上												
	旧公団・公社住宅の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定している場合 →資格審査時に旧公団・公社からの証明書で確認します。												
	ひとり親世帯（母子・父子世帯）	申込者本人が配偶者（内縁、婚約者およびパートナーシップ関係の相手方を含む）のいない者であり、同居親族が18歳未満の子どもだけであること。												
	高齢者世帯	申込者本人が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかに当てはまること。 ア 配偶者（内縁、婚約者およびパートナーシップ関係の相手方を含む） イ おおむね60歳以上の方 ウ 18歳未満の児童 エ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 オ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は1度～3度）または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者												
	心身障害者世帯	申込者本人または同居親族の1人が次のいずれかに当てはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者 エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者												
	多子世帯	申込者に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が区営住宅に入居できること。												
	生活保護受給世帯	申込日現在生活保護を受けている世帯であること。												
公営住宅等	住宅が狭い	<p>お住まいの住宅の住戸専用面積が入居基準表に当てはまること。 〈入居基準表〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一緒に住んでいる人数</th> <th>住戸専用面積（壁芯）</th> <th>一緒に住んでいる人数</th> <th>住戸専用面積（壁芯）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td>30㎡未満</td> <td>4人</td> <td>50㎡未満</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>40㎡未満</td> <td>5人</td> <td>57㎡未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の表における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として数える。この計算により世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。</p> <p>※6人以上の場合は、募集住宅の住戸専用面積より狭い住宅に限ります。 ※壁芯とは、壁の半分が住戸専用面積に含まれる算定方法で、一般的な方法です。 ※住戸専用面積には、バルコニーは含みません。</p>	一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）	一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）	2人	30㎡未満	4人	50㎡未満	3人	40㎡未満	5人	57㎡未満
一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）	一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）											
2人	30㎡未満	4人	50㎡未満											
3人	40㎡未満	5人	57㎡未満											

- ※表中のおおむね60歳以上の人とは申込日現在57歳以上の人
 ※表中の18歳未満の人とは平成17年6月21日以降生まれの人
 ※表中の60歳以上の人とは昭和38年6月30日以前生まれの人

⑦ 申込者および同居親族が暴力団員ではないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

区営住宅申込資格（単身用）

申込みのできる方は、申込日現在、次の①～⑦のすべてに当てはまる必要があります。

① 千代田区内に1年以上居住している60歳以上などの単身者であること

申込者は単身者（原則として申込時に同居している親族がいない人）で、令和4年6月30日以前から千代田区内に引き続き1年以上居住している、下記(1)～(6)のいずれかに該当する成年者で、そのことが住民票で証明できること（外国人については在留資格が確認できること）。

- (1) 60歳以上（昭和38年6月30日以前の生まれ）の人
※(1)の条件を満たさない人は下記の条件を満たす方になります。
(2)～(6)のいずれかに該当する場合は申込むことができます。
- (2) 障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度である人
 - ①身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
 - ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障害者
 - ③知的障害で②の精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1度から4度）の人
※手帳の交付を受けていない人は、障害の程度について公的機関の証明が必要となります。
また、精神障害者および知的障害者の人は、居住支援の状況を確認する場合があります。
- (3) 生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給者
- (4) 海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明で確認できる人（区内在住が引き続き1年以下でも可）
- (5) ハンセン病療養所入所者等のうち、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できる人
- (6) 配偶者から暴力を受けた被害者で①または②に当てはまる方
 - ①配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の方
 - ②配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方

※ 上記(1)～(6)のいずれかに該当する方で、現に単身者でない方は、次のア～ウのいずれかに該当する場合に限り、申し込むことができます。

ア 居住している住宅が狭い（お住まいの住宅の住戸専用面積が下記の入居基準表に当てはまること）

入居基準表

一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）	一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）
2人	30㎡未満	4人	50㎡未満
3人	40㎡未満	5人	57㎡未満

上記の表における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として数える。この計算により世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

★ 壁芯とは、壁の半分が住戸専用面積に含まれる算定方法で、一般的な方法です。

★ 住戸専用面積には、バルコニーは含みません。

イ 離婚予定の方（資格審査時に離婚の成立が確認できる場合。ただし、現在同居している親族が配偶者だけの場合に限りです。）

ウ 同居親族の結婚転出、遠隔地（おおむね2時間以上）への転勤または就職により単身となる場合で、資格審査時にそのことが確認できること。

※ 夫婦が別居する申込みはできません。

※ 身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが入居資格となります。

② 所得が定められた基準の範囲内であること

申込者の所得金額が、所得基準の範囲内であること

所得基準表	
一般世帯	障害者等世帯
0円～1,896,000円	0円～2,568,000円

障害者等世帯については21ページをご覧ください。

☆ 申込者に所得税法上の扶養親族がいる場合は、該当者1人につき38万円ずつ加算してください。

☆ 所得の計算方法等については15～22ページをご覧ください。

③ 住宅に困っていること

原則として自家所有者（住宅または土地の所有者）は申し込めません。ただし、次のいずれかに該当する場合は申し込むことができます。

(1) 住宅が著しく老朽化しており、再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、区営住宅入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合。

→入居手続きの時までに取りこわしの契約書等で確認します。

(2) 差し押さえ、正当な事由による立退要求等により自家所有者でなくなる場合。

→入居手続きの時までに所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

※現に单身用の住宅（区営住宅・区営高齢者住宅・都営住宅・都営シルバーピア住宅に限る）に入居している方は申し込みできません。

④ 申込者が暴力団員ではないこと

ここでいう暴力団とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

⑤ 住民税を滞納していないこと

⑥ 11ページの特記事項を遵守できること

⑦ 独立して日常生活を営むことができること

■ 区営高齢者住宅申込資格（単身用）

申込みのできる方は、申込日現在、次の①～⑧のすべてに当てはまる必要があります。

① 65歳以上の単身者であること

- (1) 申込者は、65歳以上（昭和33年6月30日以前の生まれ）の単身者（現に同居している親族がいない人）であること。
※単身者とは、配偶者、内縁関係の方、婚約者、パートナーシップ関係の相手方がいない方をいいます。
- (2) 身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが入居資格となります。
※夫婦、パートナーシップ関係の相手方が別居する申込みはできません。

② 千代田区内に1年以上居住していること

申込者は、令和4年6月30日以前から千代田区内に引き続き1年以上居住しており、そのことが住民票で証明できること（外国人については在留資格が確認できること）。

③ 所得が定められた基準の範囲内であること

申込者の所得金額が、所得基準の範囲内であること

所得金額 0円～2,568,000円

- ☆ 申込者に所得税法上の扶養親族がいる場合は、該当者1人につき38万円ずつ加算してください。
- ☆ 所得の計算方法等については15～22ページをご覧ください。

④ 住宅に困っていること

- 1 原則として自家所有者（住宅または土地の所有者）は申し込めません。ただし、次のいずれかに該当する場合は申し込むことができます。
 - (1) 住宅が著しく老朽化しており、再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、高齢者住宅入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合。
→入居手続きの時までに取りこわしの契約書等で確認します。
 - (2) 差し押さえ、正当な事由による立退要求等により自家所有者でなくなる場合。
→入居手続きの時までに所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。
- 2 現に単身用の住宅（区営住宅・区営高齢者住宅・都営住宅・都営シルバーピア住宅に限る）に入居している方は申し込みできません。

⑤ 申込者が暴力団員ではないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

⑥ 住民税を滞納していないこと

⑦ 11ページの特記事項を遵守できること

⑧ 独立して日常生活を営むことができること

■ 特記事項

下記のことについては、あらかじめご承知おきください。

- ① 特に理由がなく入居日を延期することおよび住宅保証金を入居許可日までに入金できない場合は、資格審査合格者となっても失格となることがあります。
- ② 区営住宅は、居住以外の目的（営業等）に使用することを禁止しています。
- ③ ペット（犬や猫、小鳥等）は、共同住宅のため飼育できません。入居後ペットを飼育していることが判明した場合は、退去していただきます。
- ④ 石油ストーブ、簡易ガスコンロなどは使用できません。
- ⑤ 洗濯物や布団をベランダの手すりにかけて干すことはできません。
- ⑥ 入居後、各住宅の自治会組織に加入していただきます。
- ⑦ 入居後、入居者の負担で火災保険（個人賠償責任担保特約および借家人賠償責任担保特約付損害保険）になるべく加入していただきます。
- ⑧ 区営住宅には、駐車場・オートバイ駐輪場はありません（西神田住宅を除く）。
- ⑨ 建物管理上、居室内に立ち入る場合があります。

高齢者住宅とは

ひとり暮らし高齢者の方などのうち、住宅にお困りの方が、在宅福祉サービスを受けることにより、自立して安全で快適な日常生活が送れるように配慮された集合住宅です。

- ① この住宅には、手すりや緊急通報の装置などの高齢者に配慮した設備を設けるとともに、団らん室などの入居者の利便施設も併設されています。
- ② 入居者の安否の確認や緊急時の対応、日常生活の相談、関係機関への連絡、情報提供などのために生活協力員を配置しています。

■ 優 遇 資 格

『優遇』区分に申込みできる方は、下記の『優遇』事項に当てはまる方です。『優遇1から10』に該当する方は、『一般』抽選の方より、当選確率が3倍に増えます。また、落選回数による『優遇』のうち、『優遇11』に該当する方は、当選確率が『一般』の方は2倍、『優遇1から10』の方は4倍に増えます。『優遇12』に該当する方は、当選確率が『一般』の方は3倍、『優遇1から10』の方は5倍に増えます。

『優遇』事項をまちがえないよう内容を確認のうえ、申込書の申込区分欄の該当箇所に必ず○印をしてください。下記の『優遇』事項に該当しない方、申込区分に記入のない場合は、すべて『一般』となります。

なお、当選後の調査等で『優遇』資格に該当していないことが判明した場合は、『失格』になります。

【区営住宅・世帯用】

優遇1 4人以上世帯（3年以上居住）

申込者本人が令和2年6月30日以前から千代田区内に引き続き3年以上居住し、申込日現在、申込者本人を含めて4人以上の家族が同居していて（住民票で確認できること）、全員が入居できること。

優遇2 罹災者

申込者本人が、令和4年6月20日から1年以内に、区内における災害により住宅を失い（火災の場合は全焼またはこれに準ずる場合に限る）、このことが消防署長など官公庁の発行する証明書により確認できること。

優遇3 母子世帯

申込者本人が配偶者（内縁、婚約者およびパートナーシップ関係の相手方を含む）のない女子であり、同居親族が20歳未満の子どもだけであること。

優遇4 父子世帯

申込者本人が配偶者（内縁、婚約者およびパートナーシップ関係の相手方を含む）のない男子であり、同居親族が20歳未満の子どもだけであること。

優遇5 高齢者世帯

申込者本人が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかに該当すること。

- ① 配偶者（内縁、婚約者およびパートナーシップ関係の相手方を含む）
 - ② おおむね60歳以上の者
 - ③ 18歳未満
 - ④ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
 - ⑤ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者
- ※②のおおむね60歳以上の人とは申込日現在57歳以上の人

優遇6 心身障害者世帯および原爆被爆者

申込者本人または同居親族のうち1人が次のいずれかに該当すること。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- ② 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者
- ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
- ⑤ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

優遇7 難病患者

申込者本人または同居親族のうち1人が次に該当すること。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に定める難病患者のうち「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けている者

【区営住宅・単身用】

『優遇2』、『優遇6』、『優遇7』と【落選回数による優遇】のみ適用されます。

【区営高齢者住宅・単身用】

※優遇資格8～10に該当する方は、申込書うら面に記入してください。

優遇8 現在、住んでいる住宅を1年以内に立ち退くよう求められていること。
(親族による立ち退き要求は除きます。)

優遇9 民間賃貸住宅等に住んでいて、住戸面積が1人世帯25㎡未満であり、次の①～⑦の項目に2つ以上該当すること。

※社宅、寮、親族の家に間借りしている場合は対象外です。

- ① 建築後40年以上経過している。
- ② 倉庫など住宅以外の建物に住んでいる。
- ③ 台所が他の住戸と共同である。
- ④ トイレが他の住戸と共同である。
- ⑤ 風呂が住戸内にない。
- ⑥ エレベーターがない住宅の3階以上に居住している。
- ⑦ 建物の構造が高齢者の居住に適していない。

※⑦の建物の構造が高齢者の居住に適していない例

- ・階段の上り下りが急
- ・部屋の中に大きな段差がある
- ・廊下が狭い など

※審査の際、確認に行く場合があります。

優遇10 申込者が、高齢者住宅に居住することにより、生活の安全性および快適性が著しく向上すると認められる、身体的障害のある方。

【落選回数による優遇】

落選回数は、申込者が過去に申込者として落選した数です。申込者が、同居家族として過去に申込みした場合や、今回の申込みで同居家族が過去に申込者として落選した数は含まれません。

また、当選や補欠繰上後の入居審査において、失格または入居を辞退した場合は、それまでの落選回数は無効となります。

優遇11 平成10年4月以降の区営住宅または高齢者住宅の募集に応募し、5回以上落選した方。
資格審査時に、落選回数が5回以上であることが住宅課で確認できる方。

優遇12 平成10年4月以降の区営住宅または高齢者住宅の募集に応募し、10回以上落選した方。
資格審査時に、落選回数が10回以上であることが住宅課で確認できる方。

落選回数による優遇のみ他の『優遇』と重複して選択することが可能です。
(区民住宅の募集に伴う落選回数は除きます。)

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.

★ 世帯の所得を確認してください。

■ 所得金額の計算方法

まず所得の種類を確かめましょう

※異なる種類の所得がある場合は、それぞれの所得の合算となります。

給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、パート、アルバイト、事業専従者などの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。

16～17ページをご覧ください

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。

たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は確定申告書でお確かめください。

18ページをご覧ください

年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金、年金基金などの所得です。

なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。

年金の「所得」とは、受給した金額ではありません。

19ページをご覧ください

★所得としないもの

- ① 次の収入を得ている方は、その収入についての所得は0円とします。
仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助費等の非課税所得、退職金等の一時的な所得
- ② 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方の所得は0円とします。
ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消されていることが必要です。

★所得としないことができるもの

申込日現在は収入があっても、申込日以降結婚または出産等のため、令和5年8月末までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、所得を0円とすることができます（申込書に退職予定年月日をご記入ください）。

■ 給与所得の方（会社員・パート・アルバイト等）

現在の勤め先に就職した日が

令和4年1月1日以前の方

令和4年1月2日以降の方

現在の勤め先でのあなたの月別収入を記入してください。

次の(1)(2)(3)から当てはまるケースを選び、収入を計算します。

働いた月	税込支給額	賞与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
年 月		
合計	収入計	賞与計

(1) 就職した日が令和4年1月2日から令和4年6月1日までの方
(令和4年6月から令和5年5月までの合計となります。)

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職した日が令和4年6月2日以降の方

就職した翌月から令和5年5月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを12倍します。それに、その間の賞与を加えます。

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(3) 就職した日が最近で、まだ1か月分の給料が支給されていない方

基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給料を12倍してください。

$$\boxed{\text{固定的給料}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

申込書
(あなたの所得についての欄)

年 収 額	
総収入	総所得
円	円

下段で計算した「区営住宅の所得金額」を記入してください。

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

※2か所以上から給与を受けている場合は、合算した後、所得金額に換算してください。

◎総収入額を所得金額に換算します。

次の区分に従って、総収入額を所得金額に換算してください。

総収入額が、

(1) 0円～1,628,000円未満の方

(2) 1,628,000円～6,600,000円未満の方→4で割って1,000円未満を端数整理します。

〔例〕総収入額が2,386,998円の場合

$$\frac{\boxed{\text{収入額}}}{2,386,998 \text{ 円}} \div 4 = \boxed{596,749.5} \quad 1,000 \text{ 円未満切捨} \Rightarrow = \boxed{\text{端数整理後の額}} \quad 596,000 \text{ 円}$$

(3) 6,600,000円～8,500,000円未満の方

《源泉徴収票の交付を受けた方》

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	(受給者番号)
	東京都千代田区九段南 1-2-1 千代田荘101号室	千代田 太郎	(フリガナ) チヨダ タロウ
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
給与	2,386,998	1,488,800	
源泉徴収税額			
控除対象配偶者の有無	配偶者特別控除の額	扶養親族の数のうち(配偶者を除く) 特定 老人 その他	障害者の数(本人を除く) 特別 その他
有 無			
(摘要)			配偶者の合計所得 千円 個人年金保険料の金額 千円

●この金額が所得金額です。

年 収 額	
総収入	総所得
円	円

申 込 書
(あなたの所得について)の欄

下段で計算した「区営住宅の所得金額」を記入してください。

《源泉徴収票の交付を受けていない方》

(令和4年1月から令和4年12月までの税込支給額を合計した金額が総収入となります。)
(次に下段の計算式で、総収入額を所得金額に換算します。)

総収入額を所得金額に換算する計算式

総収入額	所得金額	区営住宅の所得金額
551,000円未満	所得金額は0円	所得金額は0円
551,000円以上 1,619,000円未満	12か月分の収入額 - 550,000円	所得金額 - 100,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	所得金額は1,069,000円	所得金額 - 100,000円 (969,000円)
1,620,000円以上 1,622,000円未満	所得金額は1,070,000円	所得金額 - 100,000円 (970,000円)
1,622,000円以上 1,624,000円未満	所得金額は1,072,000円	所得金額 - 100,000円 (972,000円)
1,624,000円以上 1,628,000円未満	所得金額は1,074,000円	所得金額 - 100,000円 (974,000円)
1,628,000円以上 1,804,000円未満	端数整理後の額 ()円 × 2.4 + 100,000円	所得金額 - 100,000円
1,804,000円以上 3,604,000円未満	端数整理後の額 ()円 × 2.8 - 80,000円	
3,604,000円以上 6,600,000円未満	端数整理後の額 ()円 × 3.2 - 440,000円	
6,600,000円以上 8,500,000円未満	総収入額 × 0.9 - 1,100,000円	

前ページ上段で計算した総収入額

申 込 書
(あなたの所得について)の欄

年 収 額	
総収入	総所得
円	円

計算結果(区営住宅の所得金額)を申込書の所得欄に記入します。

■ 事業等所得の方（自営業・外交員等）

※給与所得の方でも、確定申告をされている方は、こちらをご参照ください。

① 現在の仕事を始めた日が 令和4年1月1日以前の方

(1) 確定申告をしている方

令和4年分の所得税の確定申告書B

第一表

所得金額	事業等①	1488800
	農業②	
	不動産③	
	利子④	
	配当⑤	
	給与⑥	
	雑⑦	
	総合課税・一時⑧ ⑦+((③+④)×1/2)	
	合計⑨	1488800

第二表 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額 円
千代田太郎	子	12月	800,000
氏名			
氏名			
氏名			
④ 専従者給与(控除)額の合計額			800,000

申込書
(あなたの所得について)の欄

年収額	
総収入	総所得
円	円

●この金額から⑧を差し引いた金額が所得金額となります。

※ 妻や子どもを事業専従者としている場合、この事業専従者の所得は、それぞれの専従者給与額を16～17ページの下段の計算式で所得に換算して申込書の年間所得金額欄に記入してください。

(2) 確定申告をしていない方 令和4年1月から令和4年12月までの所得金額の合計となります。

② 現在の仕事を始めた日が 令和4年1月2日以降の方

○ 次の(1)(2)から当てはまるケースを選び、所得を計算します。

現在の仕事を始めたときからの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。
(収入金額-必要経費=所得金額です)

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			

(1) 現在の仕事を始めた日が令和4年1月2日から令和4年6月1日までの方
(令和4年6月から令和5年5月までの合計となります。)

推定所得金額

(2) 現在の仕事を始めた日が令和4年6月2日以降の方

現在の仕事を始めた翌月から令和5年5月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを12倍します。

所得金額合計

営業した月数

× 12 =

推定所得金額

申込書
(あなたの所得について)の欄

年収額	
総収入	総所得
円	円

※ 病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

■ 年金を受けている方

※ 年金の「所得金額」は、受給した金額ではありません。

※ 令和4年1月から令和4年12月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の説明により「所得金額」に換算してください。ただし、遺族年金、障害年金は除きます。

① 令和3年12月以前から年金を受けている方

「令和4年分公的年金の源泉徴収票」などで支払金額欄を確認して、すべての年金の受給額を合算してください。

「源泉徴収票」の場合

令和4年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者 (フリガナ) 住所又は居所 (フリガナ) 氏名 生年月日 明治 大正 年

区分 支払金額 源泉

所得税法第203条の3第1号適用分
所得税法第203条の3第2号適用分
所得税法第203条の3第3号適用分
所得税法第203条の3第4号適用分

本 人 源泉控除対象配偶者の有無等 控除対象扶養親族の数 障害者の数

特別障害者 特別障害者 特別障害者 寡妻寡夫 一般 老人 特定 老人 その他 15歳未満の扶養親族の数 特別障害者

源泉控除対象配偶者 控除対象扶養親族

〔フリガナ〕 区分 〔フリガナ〕 区分 〔フリガナ〕 氏名

申込書 (あなたの所得について)の欄

年 収 額	
総収入	総所得
円	円

下段で計算した「区営住宅の所得金額」を記入してください。

② 令和4年1月以降に年金を受け始めた方、年金の受給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし、下段で「区営住宅の所得金額」に換算してください。

◎年金収入を所得に換算する計算

下表の計算式で「区営住宅の所得金額」に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	所得金額	区営住宅の所得金額
65歳以上 (昭和33年6月30日以前生まれ)	1,100,000円まで	所得金額は0円	所得金額は0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入額 - 1,100,000円	所得金額 - 100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額 × 0.75 - 275,000円	所得金額 - 100,000円
65歳未満 (昭和33年7月1日以降生まれ)	600,000円まで	所得金額は0円	所得金額は0円
	600,001円～1,299,999円	年金収入額 - 600,000円	所得金額 - 100,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額 × 0.75 - 275,000円	所得金額 - 100,000円

※ 「区営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。

※ 「年金収入額」4,100,000円以上の場合は、お問い合わせください。

注) 年金のほかに収入がある方はそれぞれ所得を計算し、2段書きにしてください。

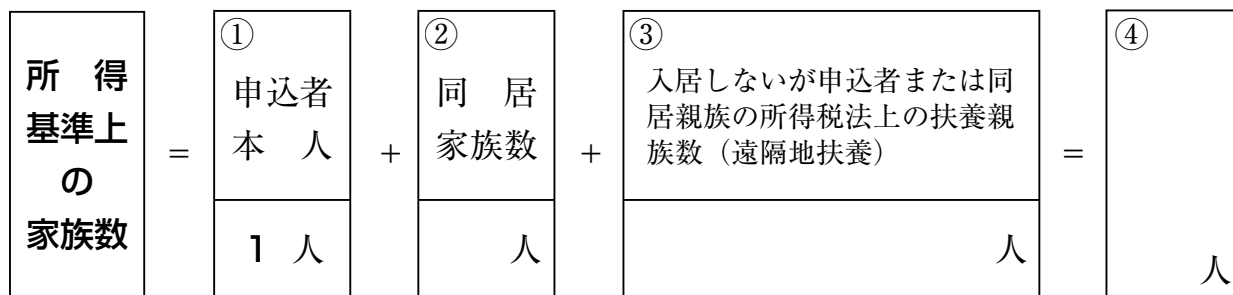
例

申込書の年収額欄

年 収 額	
総収入	総所得
給与〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
年金〇〇〇〇	〇〇〇〇

■ 所得基準

1. あなたの世帯の所得基準上の家族数



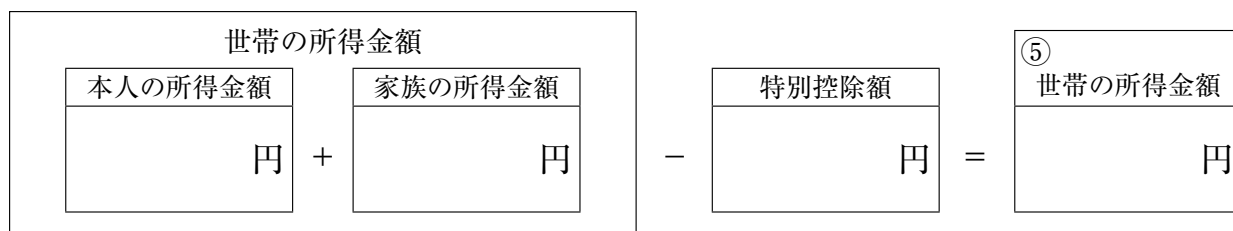
【注】 出産する予定であっても申込みのときに生まれていなければ、その胎児は家族数に含めることはできません。

※遠隔地扶養とは、所得税法に基づいた扶養親族をいいます。単に仕送りをしているというだけでは該当しません。

※入居者数（23 ページ参照）は、実際に区営住宅に入ろうとする人数（①+②の合計）であり、遠隔地扶養（③）は含みません。

2. あなたの世帯の所得金額の計算

22 ページの「特別控除」および 15 ～ 19 ページを参考に計算してください。



※世帯に収入のある方が2人以上いる場合、入居する方全員の所得金額を個別に算出して合算してください。

3. 所得基準表

家族数 (上記④の人数)	所得金額（上記⑤の金額）	
	一般世帯	障害者等世帯 ※
単身	0円～1,896,000円	0円～2,568,000円
2人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
3人	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
4人	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円
5人	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円

※ 家族数が6人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

※ 障害者等世帯は一般世帯より所得が多くても申込みことができますので、21 ページをご確認ください。

■ 所得基準表の障害者等世帯とは…

1 心身障害者を含む世帯

申込者本人または同居親族が次のいずれかに当てはまること。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- (2) 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
- (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

2 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

3 海外からの引揚者を含む世帯

申込者本人または同居親族が海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人（厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること）

4 60歳以上の世帯

申込者本人及び同居親族全員が60歳以上（昭和38年6月30日以前の生まれ）であること。

5 ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

6 高校修了期までの子どもがいる世帯

同居親族に高校修了期までの子ども（平成17年4月2日以降の生まれ）がいる世帯であること。

■ 特別控除

次の「控除の種類」に当てはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

特別控除を受ける場合は、控除金額を差し引いてから、20 ページの所得基準表に当てはめてください。

① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
⑦ 障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で3度・4度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症～第2目症の人 5 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	④の特別障害者控除を受ける人は、⑦の障害者控除をあわせて受けることはできません。
④ 特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で1度・2度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く人 6 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 8 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	
⑤ 老人扶養控除等	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族で70歳以上の人	
⑥ 特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族で16歳以上23歳未満の人	

② 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得金額から差し引くもの

ただし、その人の所得金額が特別控除金額より少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

④ 寡婦控除	27万円	夫と離婚した後、婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方 ----- 夫と死別した後、婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方(「扶養親族または生計を一にする子」のいない方も当てはまります。)
⑦ ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方

- ・公営住宅法施行令の改正により、令和3年7月1日より、従前の「寡婦(寡夫)控除」の規定を「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改めます。
- ・「⑦ひとり親控除」に該当する方は、「④寡婦控除」の適用はありません。
- ・年間所得金額が500万円を超える方は、「寡婦控除」や「ひとり親控除」を受けることはできません。
- ・「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
- ・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

特別控除金額の合計 万円 ⇨ 20 ページの特別控除金額欄へ

- ※ 表中の16歳以上23歳未満の人とは平成12年6月21日～平成19年6月30日生まれの人
- ※ 表中の65歳以上の人とは昭和33年6月30日以前生まれの人
- ※ 表中の70歳以上の人とは昭和28年6月30日以前生まれの人

申込む住宅を選んでください。

■ 申込区分・使用料等

今回募集するあき家住宅の申込区分・住宅使用料等は次のとおりです。

※ 申込区分の「優遇」の内容は、12～13ページの優遇資格をご覧ください。

区分	申込番号	申込区分	住宅名	住戸タイプ	専有面積(m ²)	入居者数	募集戸数	使用料 共益費 (円/月)
区営住宅 (世帯用)	1	一般	一番町住宅	2DK	44.1	2人以上	1戸	29,500 ～43,900 (57,800) 共益費※
		優遇						
区営住宅 (単身用)	2	一般	区営西神田住宅	1DK	39.1	1人	1戸	22,600 ～33,600 (44,300) 共益費 4,000
		優遇						
区営高齢者住宅 (単身用)	3	一般	神保町高齢者住宅 【7階】	1DK	31.2	1人	1戸	17,900 ～35,100 共益費 3,000
		優遇						
区営高齢者住宅 (単身用)	4	一般	神保町高齢者住宅 【8階】	1DK	31.2	1人	1戸	17,900 ～35,100 共益費 3,000
		優遇						
区営高齢者住宅 (単身用)	5	一般	神保町高齢者住宅 【11階】	1DK	31.2	1人	1戸	17,900 ～35,100 共益費 3,000
		優遇						

(使用料)

☆使用料の()内は障害者等世帯の上限額です。

住宅使用料については、毎年6月ごろ、収入報告書を提出していただきます。その報告書を基に、法令による算出方法で翌年4月から翌々年3月までの使用料を計算し、お知らせします。

住宅使用料は、毎月月末にご指定の口座から引き落としさせていただきます。

(住宅保証金)

1. 住宅使用料の3か月分を入居手続きの時までに納入していただきます。
2. お預かりした住宅保証金は、住宅返還(退去)の際、未納の使用料や入居者負担の修繕経費を差し引いてお返しいたします(利子はありません)。

(共益費)

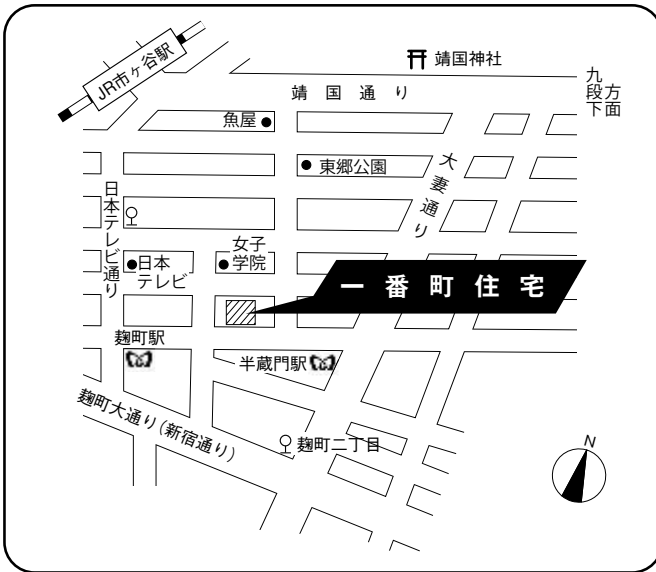
住宅共用部分の電気・水道料金、廊下・階段・排水管の清掃費等は入居者の負担となります。

※自治会等が集金と運営をします。

(入居者数)

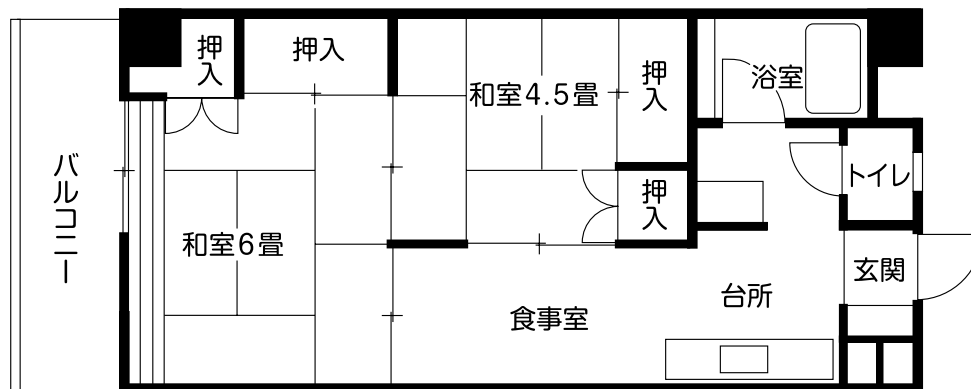
世帯用住宅で入居者数が4人以上の場合は、コールセンターへお問い合わせください。

住宅の所在地・住宅概要（一番町住宅）



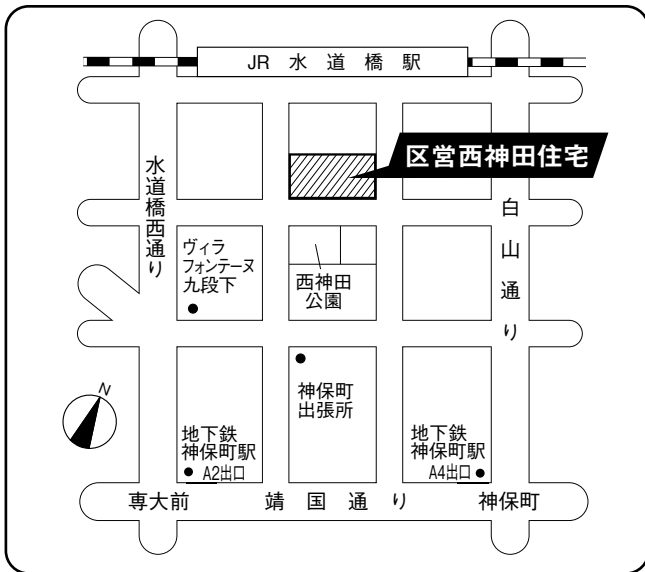
所在地 千代田区一番町 10 番地
交通 地下鉄 半蔵門駅 徒歩4分
地下鉄 麴町駅 徒歩5分
JR地下鉄 市ヶ谷駅 徒歩11分
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
規模 地上6階建
住宅4～6階部分
竣工 昭和57年9月
〔併設施設〕
児童館、区民集会室

間取り



2DK (4階)
(44.1㎡)

■ 住宅の所在地・住宅概要 (区営西神田住宅)

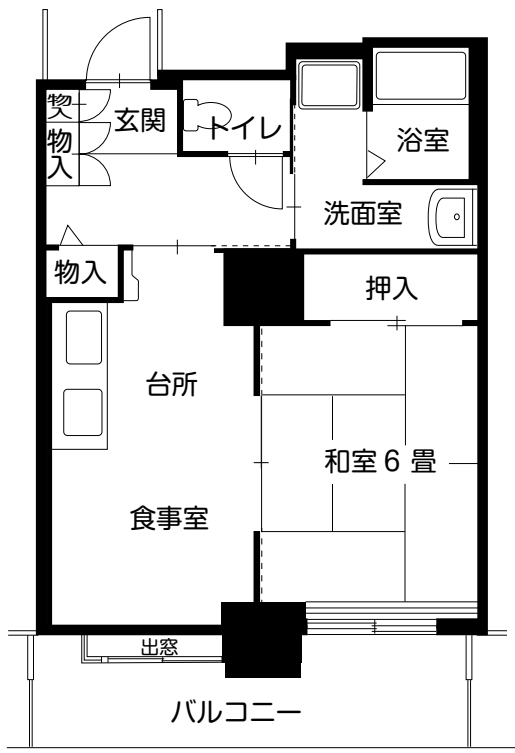


所在地 千代田区西神田二丁目6番1号
交通 J R 水道橋駅 徒歩6分
地下鉄 神保町駅 徒歩6分
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
規模 地上25階 地下2階
区営住宅 15～17階
竣工 平成11年10月

〔併設施設〕

区民住宅・保育園・児童センター
多目的小ホール・ストックヤード等

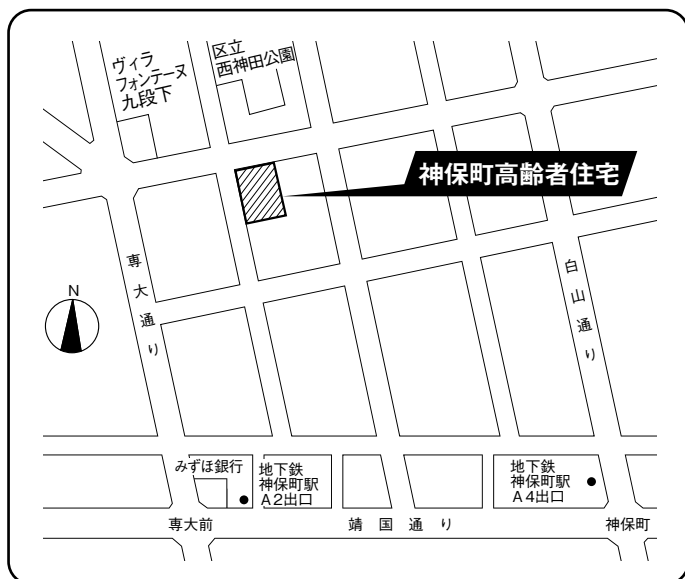
■ 間取り



※ 西神田住宅は給湯を「HEATS (ヒーツ) システム」で賄っているため、ガスの他に、熱使用の申込み及び料金支払も必要になります。

1DK (16階)
(39.1㎡)

■ 住宅の所在地・住宅概要（神保町高齢者住宅）



所在地 千代田区神田神保町二丁目40番地

交通 地下鉄 神保町駅 徒歩4分

J R 水道橋駅 徒歩7分

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

規模 地上13階 地下2階

区営住宅 6～12階

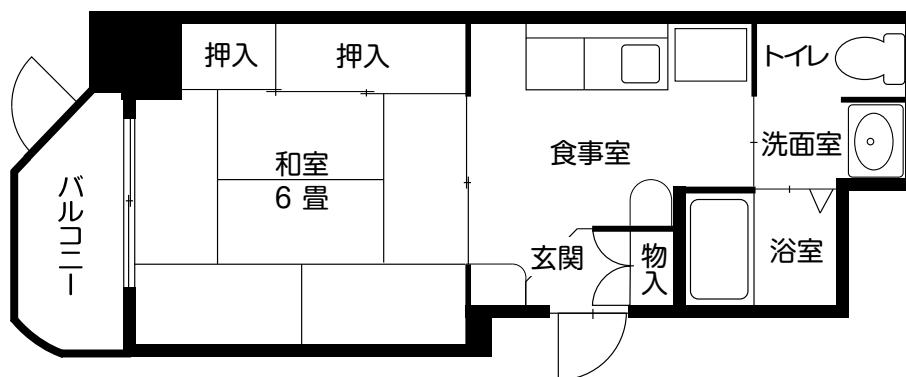
竣工 平成9年2月

[併設施設]

出張所・区民館

職員住宅・高齢者相談室・高齢者団らん室

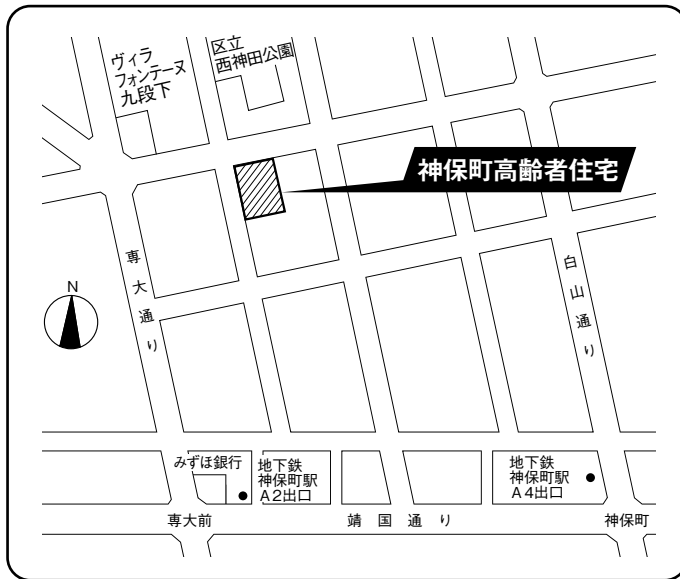
■ 間取り



1DK (7階)

(31.2㎡)

■ 住宅の所在地・住宅概要（神保町高齢者住宅）



所在地 千代田区神田神保町二丁目40番地

交通 地下鉄 神保町駅 徒歩4分

J R 水道橋駅 徒歩7分

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

規模 地上13階 地下2階

区営住宅 6～12階

竣工 平成9年2月

[併設施設]

出張所・区民館

職員住宅・高齢者相談室・高齢者団らん室

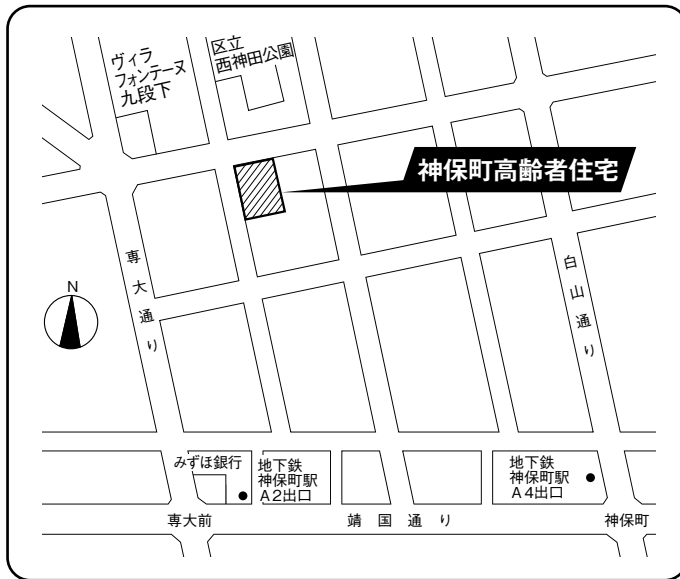
■ 間取り



1DK (8階)

(31.2㎡)

■ 住宅の所在地・住宅概要（神保町高齢者住宅）



所在地 千代田区神田神保町二丁目40番地

交通 地下鉄 神保町駅 徒歩4分

J R 水道橋駅 徒歩7分

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

規模 地上13階 地下2階

区営住宅 6～12階

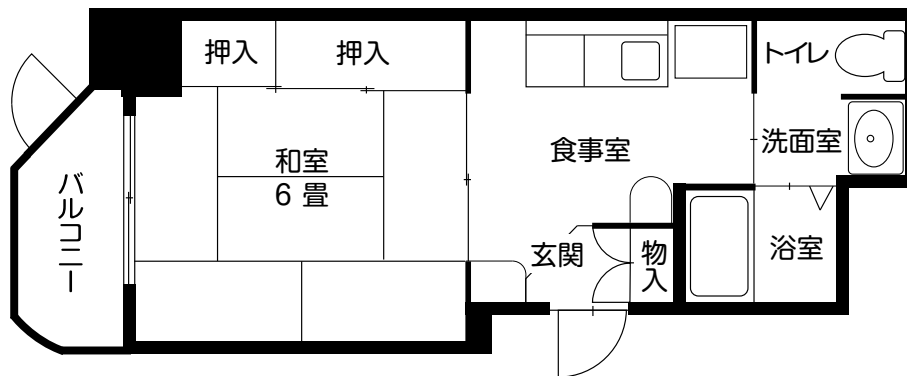
竣工 平成9年2月

[併設施設]

出張所・区民館

職員住宅・高齢者相談室・高齢者団らん室

■ 間取り



1DK (11階)

(31.2㎡)

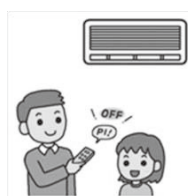
家庭でできる省エネ対策

千代田区環境政策課より、家庭でできる省エネ対策についてご紹介します。

1. 「ちよだ環境カレンダー」巻末にある「環境家計簿」を活用しましょう。

「環境家計簿」を作成し、普段の生活を見直してみましよう。「環境家計簿」は、環境政策課へ提出いただくと取組み期間やCO₂削減量（前年比）に応じて、もれなくお好きなエコグッズを差し上げます。

ステップ1



「身近な省エネ」に取り組む。

ステップ2



電気・ガス・水道のエネルギー使用量を記録する。

ステップ3



環境家計簿を千代田区役所に提出する。



写真は「2015 ちよだ環境カレンダー」です。

2. 家庭でできる省エネ対策いろいろ



電気はこまめに消しましょう。LED 電球へ買い替えることもエコですね。



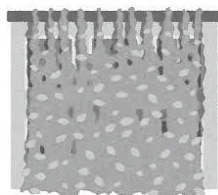
蛇口はこまめに閉めましょう。



一緒に調理できるものは同時に加熱しましょう。



皿などの汚れは拭き取ってから洗いましょう。



ゴーヤなどを育て緑のカーテンでエアコンの設定温度をおさえましょう。



夏に、お風呂の残り湯や貯めた雨水を使って打ち水をしましょう。

千代田区は、平成 21 年 1 月に地球温暖化対策に積極的に取り組む都市として、国から「環境モデル都市」に選定されました。

身近でできることから環境に配慮した行動に取り組んでみましょう。



■ 申込書の書き方 (太線内だけを書いてください)

申込(優遇)区分については当てはまるものを○で囲んでください。記入がない場合は、すべて一般となります。(12～13ページ参照)

※優遇8～10の○の記入がない場合には、裏面右下の優遇詳細記入欄へ記載されていてもすべて一般となります。

外国人の方で、通称名がある場合は併記してください。

申込者本人も含めた住宅に入ろうとする家族全員を書いてください。
※ここに書かれた方以外は入居できません。

令和5年8月末までに結婚・出産のため退職することが確定しており、退職後無職・無収入になる方は、「○年○月退職予定」と記入してください。

申込書についているハガキには必ず63円切手を貼ってください。

(切手が貼ってありませんと抽選番号、抽選結果等の通知ができません。)

63円切手 (2か所)

令和5年6月 区営住宅(あき家) 区営高齢者住宅(あき家) 使用申込書

令和5年 月 日
千代田区長 殿

※申込み資格の確認ができない申込書は無効となります。

私は、千代田区営住宅を使用したいので、申し込みます。
なお、申込みのしおり記載の区営住宅申込資格を確認しました。申込書の記載内容が事実と相違するときは、使用予定旨の決定を取り消されても異議がないことを誓約いたします。
また、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

抽選番号

△記入しないでください。

区営(世帯用) 一般	1	2	3	4	5	6	7	区営(単身用) 一般	2	6	7
	4人以上世帯	罹災者	母子世帯	父子世帯	高齢者世帯	心身障害者等世帯	難病患者		罹災者	心身障害者等世帯	難病患者
区営(世帯用) 高齢者住宅	優 遇							区営(単身用) 高齢者住宅	優 遇		
	8	9	10	落選者優遇に該当する方は右記も○で囲んでください。			落選者優遇		11	12	
			立ち退き要求	住宅状況	身体的障害				5回以上落選	10回以上落選	

●太線内を必ず記入してください。 ○で囲んでください。△【しおりP.12～13参照】

郵便番号	—	自宅電話	—	日中の連絡先(携帯電話・勤務先等)	—
現住所	千代田区				
フリガナ					
氏名					
生年月日	大正昭和平成西暦 年 月 日生				
入居予定者数(申込者本人を含む)	人	千代田区内居住年数	年	申込者の年齢	満 歳
心身障害者世帯等に申込みをする方は、右の欄を記入してください。(今回の募集はありません。)	心身障害者の方の氏名		手帳の種類		
		1 身体障害者手帳(級) 2 愛の手帳(度) 3 精神障害者保健福祉手帳(級) 4 戦傷病者手帳(款症) 5 障害福祉サービス受給者証			

氏名	続柄	性別	生年月日	職業	年 収 額【しおりP.15～参照】		勤務先・学校等の名称 電話番号
					総 収 入	総 所 得	
1 申込者	本人	男・女	年 月 日 (満 歳)		円	円	名称 電話
2		男・女	年 月 日 (満 歳)		円	円	名称 電話
3		男・女	年 月 日 (満 歳)		円	円	名称 電話
4		男・女	年 月 日 (満 歳)		円	円	名称 電話
5		男・女	年 月 日 (満 歳)		円	円	名称 電話
6		男・女	年 月 日 (満 歳)		円	円	名称 電話
合 計					円	円	遠隔地扶養 人

あなたの世帯で特別控除を受ける人がいる場合には、下欄に記入してください(障害者は障害の程度も記入)。【しおりP.22参照】

氏名	老人扶養親族等	特定扶養親族	寡 婦	ひとり親	障害者または特別障害者	障 害 の 程 度	
						級	度
						級	度

年間所得金額(特別控除後) 収入認定世帯人数 人

◎あなたが住宅を必要としている事情などを申告する欄がありますので、裏面も必ず記入してください。
△記入しないでください。 ※なお、申込書は返却いたしません。

22ページの特別控除に当てはまる方がいる場合は、必ず記入してください。障害者の場合には、氏名のほかに障害の程度(○級または判定○度)も記入してください。

平成10年4月以降の区営住宅または高齢者住宅の募集に応募し、5回以上または10回以上落選された方は○で囲んでください。(13ページ参照)

こんなときには…

1 「申込み後、住所が変わってしまった！」

- ・最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽選番号（返信はがき）の通知を受け取れるようにしてください。

2 「当選者・補欠者となった後に住所が変わってしまった！」

- ①申込者名 ②申込番号 ③抽選番号 ④旧（申込時の）住所 ⑤新（現）住所
⑥電話番号 を連絡してください。

3 「抽選番号の通知が送られてこない！」

- ・切手の貼り忘れ、宛先不明などがあると抽選番号等を通知できませんが、申込書に不備がなければ抽選はいたします。→間違いなく切手を貼ってある方は抽選結果の通知をお待ちください（マンション名等の記入漏れにご注意を）。

4 「抽選結果も送られてこない！」

- ・下記へお問い合わせください。

【連絡先】千代田区 環境まちづくり部 住宅課
電話 (03) 5211 - 3607 (直通)